

パネル

発した村落間の山争い・境界争いなどに決着をつけるために採用されることが多かった。この時期に鉄火裁判によって確定された村落間の境界は近代以降も尊重され続けている例がほとんどであり、また鉄火を握ることになる村の代表者（村落間紛争の犠牲者）は、勝利した場合、村の「義民」として、ながく顕彰されることとなった。

二〇〇八～二〇〇九年に現地調査を実施した結果、茨城県つくばみらい市・大阪府泉佐野市・栃木県下野市・滋賀県日野町・福島県西会津町・滋賀県高島市など、全国各地に鉄火裁判の伝承が残され、鉄火の取り手のために後世の人々が建てた慰霊碑も少なからず現存していることが確認できた。ほとんどの慰霊碑は近代以降に子孫や地域の人々によって建てられたものであるが、これらは近世の村の地位を獲得した功労者と史実の存在が近代に再認識されたものと評価することができる。

しかし、史料から確認できる現実の鉄火裁判では、当事者たちが勝敗について合理的な解釈を加えている事例が多く、場合によっては鉄火裁判自体が神明裁判というよりも度胸試しになっている事例も見える。また、当時から闇雲に鉄火裁判が採用されたわけではなく、まず地域的な紛争調停システムが作動し、それが破綻した場合、鉄火裁判に移行する傾向にある。ここから、神明裁判とはいえ、鉄火裁判については当時の人々の素朴な信仰心だけでは説明できず、むしろ当事者のあいだには神仏の権威を利用しようとする合理的な精神すら見出すことが可能である。

とくに注目されるのは、鉄火の取り手に対する村の処遇であ

る。誰もが嫌がる、この役目には、「村の扶養者」を人身御供とし、村人たちが彼ら弱者にその役割を押し付けていた形跡が濃厚である。ただし、そのかわりに鉄火の取り手に対しては、村が二代にわたって公事を免許したり、勝利した場合には田地を給与するなどの手厚い補償措置がとられていた。鉄火を取ると火傷で重い障害を負い、農作業が不可能になることから、場合によっては、鉄火の取り手自身が六代にわたる補償を村に求めるという事例すら見える。

以上のように、中世～近世移行期の鉄火裁判の背後には、村の存続のための様々な配慮があったことがうかがえる。鉄火裁判の伝説が近代にいたるまで語り継がれ、鉄火犠牲者に対する慰霊顕彰行為が長く存続した背景には、こうした近世以降の地域社会の自律的な動きがあったものと考えられる。近代国民国家期の戦争死者慰霊祭祀の問題を考えようとするときも、以上に述べたような、地域のために犠牲になった者を地域社会として慰霊顕彰する、近世村落社会における伝統を踏まえる必要があるだろう。

近世武士社会における慰霊顕彰

森 謙 二

福島県伊達市月舘町で「大位牌」なるものを見た。三池・立花家が下手渡藩に転封されたとき、三池から運ばれてきたとい

う。この「大位牌」には、薩摩に攻められて高橋紹運が岩屋で籠城し全滅をした時の戦死者の名前に始まり、島原の乱にいたる戦死者の名前がぎっしりと刻まれていた。私の問題関心は、「大位牌」に端を発したものである。これまで、封建領主と家臣との主従契約では、主君は手柄をたてた家臣には恩賞（土地）を与えその功に報いた。戦死者を主君が祭るといふ発想はなかった、と考えていた。しかし、現実には主君が戦死をした家臣を祭っていた。もともと、中世から近世に至る過程でも、戦死者を祭るいくつかの方法があった。たとえば、薩摩藩は「朝鮮の役」の戦死者を敵味方の区別なく祀っている（高野山）。また、井伊家・彦根藩では歴代の近江の領主を祀った事例（大洞弁天「長寿院」）も同じである。このような慰霊は、御霊信仰（あるいは怨親平等）に基づく祭祀であり、怨霊・御霊を鎮める役割を果たしていたのであろう。

近世になると、このような慰霊とは異なった形態が登場する。井伊家・彦根藩では大阪の陣の戦死者を祀った事例（彦根市、清涼寺）、佐賀・鍋島藩では島原の乱の戦死者を祭ると同時に、殉死者を鍋島家の菩提寺（佐賀市、高傳禅寺）で祭っている事例が見いだされる。殉死者を祭るといふのは、寛文三（一六六三）年に殉死の禁止令ができることから考えても一七世紀前半に行われた慰霊祭祀であろう。柳川・立花家の戦死者祭祀は、「岩屋の戦い」をきっかけにしたものだが、戦死者祭祀が特定の戦争に限定するのではなくある種の普遍性を見せるようになる。柳川・立花家では、①明和六年藩主立花鑑通公中老四カ所藤左右衛門に命じて藩祖以来の戦死者（大永六年三月

道雪公馬ヶ嶽初陣から始まり、寛永十五年の島原の役までの戦死者）を書き出した（明和七年六月）。②明和八年七月十四日、戦死者精霊菩薩のため、福厳寺において中峰施餓鬼会を施行し、かつ「戦死者総位牌」を安置した。③この施餓鬼会では、侍以下浪人足輕諸扶持人陪臣、侍の被官仲間従僕、町村より出でたる山筒人夫に至るまで全員を供養した。④その後一時中断（鑑廣・鑑備公の時代）するが、弘化三年七月復活「蒙山施餓鬼会」が実施され、当時の六代組頭並びに賛成した遺族者の名前を刻んだ額を福厳寺（柳川）に掲げた。本報告の中心となる立花家の戦死者祭祀は、十七世紀後半以降に展開したものである。⑤明治四〇年に新たに総資金が決められ、家臣団が同年三月に臨時施餓鬼会が開き、それ以降毎年独自の祭祀が行われるようになる。⑥現在でも、柳川・立花家では、戦死者供養が七月十五日（盆）に行われている。

①三池・立花家は、現在に至るまで毎年七月二六日に岩屋籠城の戦死者供養を岩屋（太宰府市）近くの西正寺において行っている。②三池・立花家の「大位牌」には「巖屋 紹運公御截腹之時、戦死之士数及七百餘人、厥節忙騒乱動而靡記竹帛（ちくはく）、已後経五十年屈指粗考出聲名以顕然簡面矣」と記載され、江戸時代の初め、岩屋籠城の戦死者の氏名を調べ、これを掛軸にし、この掛軸が「大位牌」に発展したものと思われる。

このような戦死者祭祀は、領主がその恩賞として獲得した「領地」の一部を与えることができなくなり、へオイエのために犠牲になって死亡したものには何らかの形で顕彰をする必

パネル

要があったこと、そして江戸時代初期の朱子学・楠公思想の影響の下で、行われるようになったと思われる。また、近世末期になってくると、人(戦死者)を神として祀る流れも登場する。柳川藩の事例でも、「三柱神社」(文政九年)において藩祖を神として祭り、「八十臣神社」(文政十一年)では戦死者を祭り、「招魂社」(明治二年)では奥羽の役の八人戦の死者を祀っている。ここでも新たな祭祀が加わったことになる。

沖縄における遺骨収集の展開と慰霊顕彰

栗津 賢太

アジア・太平洋戦争における戦没者は約二四〇万人にのぼるといわれる。戦後、国家事業として遺骨収集が行われ、一二四万五千程の遺骨が送還されている。しかし、一一万五千程は未収骨である。「鉄の暴風」が巻き起こったと表現されることもある、国内唯一の地上戦が行われた沖縄では、わずか三ヵ月の間に二〇万を超える死者を出した。これは米軍の艦砲射撃、爆撃、上陸戦、掃討作戦による死者であり、敵味方両陣営の軍人・軍属の他、民間人の犠牲者である。昭和三一(一九五六)年以降、沖縄における遺骨収集は日本政府から琉球政府への委託事業となり、さらに、昭和四七年の復帰後は、琉球政府から県生活福祉部援護課が主管、身元判明の遺骨・遺留品は厚生省経由で遺族へ送還されることとなった。沖縄出身者の遺骨は那

覇市識名に設けられた中央納骨所へ納められた。遺骨収集作業には、多くの組織や団体が関わり、またそうした協力が必要であった。市町村当局、各部落、当時の日本政府の出先機関(那覇日本政府南方連絡事務所)、沖縄遺族連合会、沖縄戦没者慰霊奉賛会、沖縄傷痍軍人会、在郷战友会、海友会、日本健青会沖縄支部、高野山大学学生団体、日本遺族会青年部、日本青年遺骨収集団、宗教団体、北海道沖縄戦生存者会、英霊にこたえる会等の連携・協力があつた。

現在、沖縄における慰霊の地である摩文仁の丘には、巨大で抽象的なオブジェクトとなった都道府県の記念碑が整然と並んでいる。ここには平和の礎や、識名から移された国立戦没者墓苑も存在する。しかし、遺骨収集との関連で考えなければならぬのは、より小規模の、市町村、字レヴェルにある記念施設である。

日本の他の都道府県におけるこうした戦没者記念施設は、その多くが碑の形態をとっているのではとどの場合内部に遺骨が入っていないことが多いが、沖縄の市町村における戦没者記念施設の場合は遺骨が収めてある。下部に納骨施設を持つ、というよりも、納骨施設の上部にシンボルが置かれている、と表現した方がより正しいような、独特の形態をもっている。

中南部、特に南部は沖縄戦の最後の激戦地であり、多くの部隊あるいは村が全滅した。ここには戦後すぐに大量に散らばっていた遺骨を、地域住民が一箇所に集め、とむらった記念施設が多く建設されている。また、米兵による盗掘を避けるため、上部に十字架のシンボルが用いられていることも、初期の場合